令和3年第1回(3月)大磯町議会定例会

議 案 第 20 号 説 明 資 料

令和3年3月18日

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例

改正概要	 1
改正内容	 1
新旧対照表	 $2 \sim 3$

福祉課

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

居宅介護支援事業所の指定をするための人員基準において、管理者は主任介護支援専門員の資格が必要ですが、経過措置として平成33年(令和3年)3月31日までは、介護支援専門員を管理者とすることができることになっています。令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)等の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことにより、管理者要件及び管理者要件の適用の猶予について規定の改正がされたため、大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正します。

〇 改正内容

1 管理者要件

居宅介護支援事業所の管理者となるものは、主任介護支援専門員でなければならないが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とすることを可能とします。

2 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居 宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主 任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。

3 施行日

令和3年4月1日から施行します。

大磯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

人機門相足店七川護又抜寺の事業の八貝及の連呂に関する基準寺を足める米例 析旧刈忠衣			
改正案	現行		
第1条~第5条 省略	第1条~第5条 省略		
(管理者)	(管理者)		
第6条 省略	第6条 省略		
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36		
号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 (以下「主任	号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければな		
<u>介護支援専門員」という。)</u> でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援</u>	らない。		
専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について			
は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管			
理者とすることができる。			
3 省略	3 省略		
第7条~第33条 省略	第7条~第33条 省略		
附則	附則		
(施行期日)	(施行期日)		
1 省略	1 省略		
(管理者に係る経過措置)	(管理者に係る経過措置)		
2 今和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護	2 <u>平成33年3月31日まで</u> の間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護		
支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。	支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。		
3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第			
6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指			
定を受けている事業所(同日までにおいて当該事業所における第6条第1			
項に規定する管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。)につい			
ては、第6条第2項」と、「介護支援専門員を第6条第1項に規定する」			
とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援			
専門員を」とする。			

改正案	現行
<u>附 則</u> この条例は、令和3年4月1日から施行する。	